資料１

**＜ＰＤＣＡサイクル＞**

○「成果目標」については年１回（3月時点）、「活動指標」については年２回（9月時点と3月時点）、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表。

**＜大阪府の成果目標＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目標 | | 考え方 |
| 施設入所者の地域生活への移行 | 地域移行者数 | 地域移行については、平成25年度末時点の施設入所者の14.9  ％以上、入所者の削減については、平成25年度末時点の施設入所者の5.6％以上。 |
| 入所者の削減数 |
| 入院中の精神障がい者の地域生活への移行 | 入院後３ヶ月時点の退院率の上昇 | 平成29年度の調査時点（6月30日）までに入院後3ヶ月時点の退院率を64％以上。 |
| 入院後１年時点の退院率の上昇 | 平成29年度の調査時点（6月30日）までに入院後１年時点の退院率を91％以上。 |
| 在院期間１年以上の長期在院者数の減少 | 平成29年度の6月末時点の長期在院者数を、平成24年度の6月末時点の長期在院者数から18％以上削減。 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | | 平成24年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上。 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | | 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加。 |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加 | | 平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上。 |
| 地域生活支援拠点等の整備 | | 障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。 |

※各成果目標ごとに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障がい福祉サービス等の各分野における取組み状況を分析するための指標（活動指標）を設定する。上記の数値目標や障がい福祉サービス等の見込量については、計画の第4章に掲載し、方策等については第3章にその内容を反映する。

**＜その他＞**

○障がい児の支援体制の整備について、第3章における記載を拡充するとともに、第4章において児童福祉法に基づく障がい児支援の必要見込み量を掲載。

○その他、人材育成、発達障がい、権利擁護等について、第3章における記載を拡充。

**「第4期大阪府障がい福祉計画」の概要**

第4次大阪府障がい者計画の構成

■根拠：障害者総合支援法第８９条第１項

■趣旨：

○　国の基本指針に即して、３年間の障がい福祉サービスの見込量等を示すもの。

○　都道府県障がい福祉計画と同時に策定する市町村障がい福祉計画の達成に資するため、広域的な観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業などに関して、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を記載。

○　現在は、「第３期大阪府障がい福祉計画」（平成24年度から26年度）の計画期間であり、平成27年度から29年度の3年間を計画期間とする「第４期大阪府障がい福祉計画」を今年度中に策定。なお、大阪府の障がい福祉計画は、障がい者計画※と一体的に記述していることから、「第４次大阪府障がい者計画」の関連部分にその内容を反映する。

※障がい者計画（根拠：障害者基本法第11条第２項）

⇒　長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本

的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画。「第４

次大阪府障がい者計画」の計画期間は平成24年度から

33年度）の10年間。

【第1章】

計画策定にあたって

【第２章】

基本的な視点

【第３章】

施策の推進方向

○第１節　最重点施策

○第２節　生活場面に応じた施策の推進方向

・生活場面④「心や体、命を大切にする」

・生活場面⑤「楽しむ」

・生活場面⑥「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

【第５章】

大阪府における障がい者の状況等

○第１節　大阪府における障がい者数

○第２節　生活場面ごとの施策等の状況

○第３節　平成２２年度障がい者の生活ニーズ実態調査について

⇒「第4期大阪府障がい福祉計画」の策定に伴い、主に改定を行う箇所は、上記のとおり。その他の部分は最低限の時点修正とする。

**障がい福祉計画とは**

**第４期大阪府障がい福祉計画の策定について**

＜今後のスケジュール＞

○協議会終了後　パブリックコメントの実施

○３月　　　　　市町村障がい福祉計画の法定協議

○４月　１日　　計画公表、施行

【第４章】

第３期大阪府障がい福祉計画の数値目標

及び見込量について

①ＰＤＣＡサイクルの導入

・「成果目標」と「活動指標」について

・各年度の中間評価について

・評価結果の公表について

②成果目標に関する事項

・福祉施設から地域生活への移行促進

・精神科病院から地域生活への移行促進

・福祉施設から一般就労への移行促進

・地域生活支援拠点等の整備

③その他

・障がい児支援体制の整備

・計画相談の連携強化、研修、虐待防止　等

・生活場面①「地域やまちで過ごす」

・生活場面②「学ぶ」

・生活場面③「働く」

**第３期障がい福祉計画からの主な変更点**